

令和5年第4回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月12日

○議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 発委第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 八雲町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 八雲町下水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 10号 八雲町農業集落排水事業の設置等に関する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 12号 八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 11号 八雲町給水条例及び八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 13号 八雲町防災会議条例及び八雲町国民保護協議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 議案第 15号 指定管理者の指定について |
| 日程第 15 | 議案第 16号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について |
| 日程第 16 | 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 17 | 議案第 22号 令和5年度八雲町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 18 | 議案第 18号 令和5年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 19 | 議案第 19号 令和5年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 20 | 議案第 20号 令和5年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 21 | 議案第 21号 令和5年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号） |

○出席議員（14名）

1番 赤井睦美君	2番 佐藤智子君
3番 横田喜世志君	4番 大久保建一君
5番 関口正博君	6番 宮本雅晴君
7番 倉地清子君	8番 三澤公雄君
9番 牧野仁君	10番 安藤辰行君
11番 斎藤實君	12番 能登谷正人君
副議長 13番 黒島竹満君	議長 14番 千葉隆君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	政策推進課長	川口拓也君
併選挙管理委員会事務局長			
会計管理者	阿部雄一君	財務課長	川崎芳則君
兼会計課長			
住民生活課長	石黒陽子君	保健福祉課長	戸田淳君
環境水道課長	横田盛二君	建設課長	藤田好彦君
		兼公園緑地推進室長	
商工観光労政課長	井口貴光君	水産課長	田村春夫君
兼サーモン推進室参事		兼サーモン推進室参事	
農林課長	石坂浩太郎君	落部支所長	佐藤尚君
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	三坂亮司君
		学校給食センター長	
社会教育課長			
兼図書館長		体育課長	伊藤勝君
郷土資料館長	佐藤真理子君		
町史編さん室長			
監査委員	千田浩文君		
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
		総合病院地域医療連携課長	
総合病院医事課長	加藤貴久君	兼総合病院庶務課参事	佐々木裕一君
消防長	堤口信君	八雲消防署長	河井治彦君
八雲消防署庶務課長	中野悟司君	八雲消防署予防課長	小林伸也君
八雲消防署警防救急課長	関晃弘君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長			
兼地域振興課長	野口義人君	地域振興課参事	小笠原一信君
併熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北川正敏君	産業課長	吉田一久君
		兼サーモン推進室参事	
熊石消防署長	藤村勉君	熊石国保病院事務長	福原光一君

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地恵梨花君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開会宣告

- 議長（千葉 隆君） おはようございます。
ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、関口正博君と斎藤實君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（千葉 隆君） これより局長より諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（三澤 聡君） おはようございます。
ご報告いたします。
本日の会議に、議会運営委員会から条例改正1件が提出されております。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第3号

- 議長（千葉 隆君） 日程第2、議案第3号、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。
○議長（千葉 隆君） 総務課長。
○総務課長（竹内友身君） おはようございます。
それでは議案第3号、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。
議案書5ページをお願いいたします。
このたびの改正は、令和5年の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて行うものであり、一般職員の給料及び期末・勤勉手当について改正しようとするものであります。
給料については、民間の初任給の動向を踏まえ、大卒初任給を11,000円、高卒初任給を12,000円引き上げるとともに、若年層に重点をおいた号俸の改定となっており、行政職給料表及び医療職給料表（二）に定める給料月額を、平均1.1パーセント引き上げるものであります。
また、手当については、民間の支給状況等を踏まえ、期末・勤勉手当を合わせた年間の

支給月数を4.4月分から4.5月分に引き上げるものであります。

それでは、条例改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、令和5年度中に適用する内容で、第16条第2項の改正は、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当を100分の120から100分の125に改めるもので、同条第3項の改正は、定年前提任用短時間勤務職員の期末手当を100分の67.5から100分の70に改めるものであります。

次に、第17条第2項第1号の改正は、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当を100分の100から100分の105に改めるもので、同項第2号の改正は、定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当を100分の47.5から100分の50に改めるものであります。

なお、13ページの附則第1条第2項により、この改正については、令和5年12月1日から適用するものであります。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページの行政職給料表及び9ページの別表第2、医療職給料表(二)の改正は、それぞれの給料表で定めている給料月額を改めるもので、この改正については、令和5年4月1日から適用するものであります。

なお、第1条の改正については、遡及適用させるため、附則第2条で、改正前の給料表で支給していた給料及び期末・勤勉手当は、改正後の内払いとみなすことを規定しております。

13ページをお願いいたします。

続きまして、第2条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条の改正内容をさらに改正しようとするもので、令和6年度における改正であります。

第16条第2項の改正は、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当を100分の125から100分の122.5に改めるもので、同条第3項の改正は、定年前提任用短時間勤務職員の期末手当を100分70から100分の68.75に改めるものであります。

次に、第17条第2項第1号の改正は、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当を100分の105から100分の102.5に改めるもので、同項第2号の改正は、定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当を100分の50から100分の48.75に改めるものであり、いずれも令和6年6月期と12月期の支給率を均等にするための改正であります。

なお、第2条の改正は、附則第1条で令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第3号の提案説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第1号・議案第2号

○議長(千葉 隆君) 日程第3、議案第1号、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号、八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。

○議長(千葉 隆君) 総務課長。

○総務課長(竹内友身君) それでは、議案第1号及び議案第2号については、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第1号、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第1条の一部改正条例における、第2条第3項の期末手当の改正は、一般職員の条例との読替規定により、現行の100分の220を0.1月分引き上げ、100分の230に改めるものがあります。

次に、第2条の一部改正条例における、第2条第3項の改正は、一般職員の一部改正条例と同様に、令和6年度から、0.1月分の引き上げ分について、6月期と12月期の支給率を均等にするため、100分の230を100分の225に改めるものであります。

附則として、第2条の一部改正条例による期末手当の改正については、令和6年4月1日から施行するものであります。

また、第1条の一部改正条例による期末手当の改正は、令和5年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月期の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

次に、3ページの議案第2号、八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、ただいま申し上げました議案第1号と同様の改正でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに議案第1号及び議案第2号を、一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 発委第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、発委第1号、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務経済常任委員会委員長（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○総務経済常任委員会委員長（三澤公雄君） 発委第1号、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

本件は、先ほど可決されました、町長等の期末手当の支給率の改正と同様に、議員の期末手当の支給率を改正するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の期末手当の支給割合は、6月、12月ともに2.2月分で、年間で4.4月分となっておりますが、0.1月分引き上げ、年間で4.5月分に改正しようとするものであります。

それでは、発委第1号の別紙をご覧ください。

第1条の条例で、第4条第2項は、期末手当の規定であります。本年12月に支給する期末手当は、現行100分の220を0.1月分引き上げ、100分の230に改正するものでございます。

次に第2条の条例、第4条第2項は、町長等の改正内容と同様に、第1条で12月に引き上げた0.1月分を、来年度からは6月と12月に振り分けて調整支給しようとするための改正で、6月、12月ともに100分の225に改正するもので、年間の期末手当の支給割合に変更はございません。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合の変更につきましては、令和6年4月1日から施行し、第1条の条例による期末手当の改正は、令和5年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第4号、八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第4号、八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年10月4日の全員協議会で報告させていただき、すでに公表されております、当時の総務課庶務交通係職員による横領事件が、社会的に大きな影響を与え、公務に対する信用が大きく失われたことに鑑み、町長は行政の最高責任者としての責任を負うため、令和6年1月から3月までの給料を10%減額しようとするものであります。

また、副町長は、監督責任を負うとして、令和6年1月から3月までの給料を5%減額しようとするものでございます。

以上、議案第4号の提案説明とさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長(千葉 隆君) 日程第6、議案第5号、八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。

○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。

○政策推進課長(川口拓也君) 議案第5号、八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書16ページをお願いいたします。

本件は、八雲地域の東雲町会館が、建設以来40年以上経過し、老朽化が著しく、冬季には雪害による窓の破損など、施設の維持・管理が困難となってきたことから、周辺町内会で組織する指定管理者と協議した結果、会館は廃止及び解体をし、今後は近隣の町有施設である勤労者センターの利用について合意を得ましたので、当該地域会館を廃止しようとするものであります。

また、老朽化により、かねてより建て替え工事を進めて参りました、東野の地域会館がこのたび完成し、地域から募集した施設名称も決定したことから、当該地域会館を設置するため、既設条例の一部を改正するものであります。

条例改正の内容につきましては、記載のとおり、別表第1の会館一覧から、廃止となる東雲町会館を削除するとともに、新たに設置する東野ふれあいプラザの名称と所在位置を追加するものでございます。

最後に附則として、この条例の施行日を令和6年1月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番(倉地清子君) 議長、倉地。

○議長(千葉 隆君) 倉地さん。

○7番(倉地清子君) 東雲町会館が廃館になり解体していくということで、先ほど勤労者センターとして使用していくってお話をされておりましたよね。勤労者センターっていうのは、2か所になるということですか、これから。

○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。

○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 勤労者センターはですね、東雲町の88番地の1に所在している施設で、こちら1か所で、今解体、これから廃止する東雲町会館から、若干距離的には線路側のほうに500メートルくらい行った位置に所在しており、これ1棟だけで、その施設を代替として地域で活用するということが合意が得られたということでございます。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 東雲地区の方は、これまで会館を使っているときは、町内会では使用料は発生しなかったと思いますが、民間の勤労者センターを使う場合は、多分、使用料が発生すると想定した場合に、それは町内会の負担になるということですか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 勤労者センターにつきましても条例で定められてございまして、基本的に地域住民の福祉増進もはかる施設としてなっております。当然、その中で、町内会活動に伴う団体の利用も、当然想定してございまして、利用料は基本的には無料となっております。

やはり町内会活動となると、日曜日や夜間の利用という部分も多くなると思うんですけども、その部分はですね、やはり町内会活動を優先して、そういった部分も柔軟に対応していこうと考えているところでございます。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第7号

○議長（千葉 隆君） 日程第7、議案第7号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） おはようございます。

議案第7号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。

この度の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、出産被保険者等に係る産前産後期間の所得割保険税及び均等割保険税について、新たに免除措置が講じられることとなったことから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、八雲町国民健康保険税条例第23条へ第3項を追加し、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割及び均等割の12分の1の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額しようとするものであります。

議案書23ページになります。

次に、条例第24条の3を新たに追加し、出産被保険者が世帯に属する場合には、出産被保険者に係る届出をしなければならない旨の追加をするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和6年1月1日とし、改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上、議案第7号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第8号

○議長（千葉 隆君） 日程第 8、議案第 8 号、八雲町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） おはようございます。

それでは議案第 8 号、八雲町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

概要説明書 1 ページをご覧ください。

本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、引用する条項を改めるため、八雲町空家等対策協議会設置条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書 25 ページをご覧ください。

改正する内容は、条例第 1 条第 1 項の八雲町空家等対策協議会の設置に関する条文中の第 7 条第 1 項を第 8 条第 1 項に、条例第 2 条第 1 項第 2 号の八雲町空家等対策協議会の空家等対策計画の作成及び変更に関する条文中の第 6 条第 1 項を第 7 条第 1 項に改正しようとするものであります。

附則として、本条例の施行期日を、公布の日からとするものであります。

以上、議案第 8 号、八雲町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 9 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 9、議案第 9 号、八雲町下水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第9号、八雲町下水道事業の設置等に関する条例について、ご説明いたします。

議案書26ページをお願いいたします。

この度の条例は、平成31年1月に総務大臣により国から示された公営企業会計の適用の推進についての通達があり、下水道事業の公営企業化へ向けたロードマップが示され、国から移行するよう要請がございました。

これを受け、当町の下水道事業についても健全な経営を推進するため、令和6年4月1日から特別会計から公営企業会計へ移行することとし、新たに条例を制定するものであります。

第1条、事業の設置は、下水道事業を設置する目的について規定しており、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の確保に資するものとしております。

第2条、法の財務規定等の適用は、法律上、当然に適用される場合の当然適用とし、財務や会計に関する規定のみを適用する財務適用があります。下水道事業は、主として事業の経費を事業経営に伴う収入をもって充てる事業であり、条例で定めるところにより、地方公営企業の全部または一部、財務規定等を適用することができるとされております。八雲町の下水道事業は、任意適用であり、財務適用とすることを規定しております。

第3条、経営の基本は、経営に関する基本的事項といたしまして、経営の原則と事業規模を規定しております。第1項では、地方公営企業法第3条に規定されている、経営の基本原則を引用しております。第2項から第4項は、下水道事業の事業範囲を規定しております。事業範囲は、下水道法の規定に定められた事業計画にある区域、計画人口及び処理能力水量とすることとしております。

議案書27ページをお願いいたします。

第4条、重要な資産の取得及び処分は、下水道事業における重要な資産の取得及び処分について、1,000万円以上の動産・不動産や5,000平米以上の土地を取得する又は処分する場合を、予算で定めるべき内容を規定しております。

第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除は、職員の与えた損害が避けることのできない事故や、やむを得ない事情によるものと認められるときに、議会の同意を得ることなく賠償責任についての免除を行われるよう、その許容額を定めるもので、賠償額が10万円以上の場合、議会の同意が必要と規定するものであります。

第6条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等は、負担付きの寄附や贈与を受けの際に議会の議決が必要である要件を定めております。地方公営企業法第40条第2項では、条例で定めるものを除き、負担付き寄附又は贈与を受けること、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、議会の議決は不要であることが規定されておりますが、多額なものや重要な案件に関しましては、議会の議決が必要である旨を規定するもの

で、負担付きの寄附又は贈与の受領額については、金額又はその目的物の価格を 100 万円以上とし、町の義務に属する損害賠償の金額を 10 万円以上と規定するものであります。

第 7 条、業務状況説明書類の作成は、業務状況説明書類について規定しております。地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項では、管理者は、条例に基づき、毎事業年度に少なくとも 2 回以上、業務状況説明書類を作成し、公表することと規定されております。

第 1 項は、業務状況説明書類の作成時期について定めており、4 月 1 日から 9 月 30 日までは 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までは 5 月 31 日までに作成しなければならいとしております。

第 2 項は、記載すべき事項を、事業の概要と経理の状況のほか、経営状況を明らかにする事項と規定しております。その他に、11 月 30 日までに作成する業務状況説明書類では、前年度の決算状況を、5 月 31 日までの書類では、当該事業年度の予算概要と経営方針を明らかにすることとしております。

第 3 項は、地震や台風など、その他やむを得ない事故が発生し、業務状況説明書類の作成が期日に間に合わなかった場合について規定しており、その場合、速やかに作成しなければならないとしております。

議案書 28 ページをお願いいたします。

附則として、第 1 項で、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

第 2 項は、この条例の施行に伴い、八雲町下水道事業設置条例は、廃止する旨を規定しております。

以上で、議案 9 号、八雲町下水道事業の設置等に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 10 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 10、議案第 10 号、八雲町農業集落排水事業の設置等に関する

る条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第10号、八雲町農業集落排水事業の設置等に関する条例について、ご説明いたします。

議案書29ページをお願いいたします。

この度の条例は、八雲町下水道事業の設置等に関する条例と同様に、当町の農業集落排水事業についても、令和6年4月1日から特別会計から公営企業会計へ移行することとし、新たに条例を整備するものであります。

第1条、事業の設置、第2条、法の財務規定等の適用は、下水道事業と同様の規定内容となっております。

第3条、経営の基本は、経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業規模を規定しております。第1項では、地方公営企業法第3条に規定されている、経営の基本原則を引用しております。第2項は、八雲町の農業集落排水事業の事業範囲を規定しており、名称及び区域、面積及び計画人口は、八雲町集落排水施設条例第3条の規定によるものであります。

第4条、重要な資産の取得及び処分から、第7条、業務状況説明書類の作成は、下水道事業と同様の規定内容となっております。

議案書30ページをお願いいたします。

附則として、第1項で、この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、この条例の施行に伴い、八雲町農業集落排水事業町債償還基金条例は、廃止する旨を規定しております。

また、経過措置として、第3項は、前項の規定による廃止前の農業集落排水事業町債償還基金に属していた現金は、本条例に基づき設置される農業集落排水事業に引き継ぐものとしております。

以上で、議案10号、八雲町農業集落排水事業の設置等に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 12 号

○議長(千葉 隆君) 日程第 11、議案第 12 号、八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(千葉 隆君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 議案第 12 号、八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書 33 ページをお開き願います。

本件の制定理由につきましては、先程可決されました議案第 9 号及び第 10 号と同様に、簡易水道事業についても、令和 6 年 4 月 1 日より特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、新たに条例を整備、制定するものでございます。

それでは、条例について、要点を絞って、ご説明いたします。

事業の設置、法の財務規定等の適用は、第 1 条から第 2 条で規定し、下水道事業と同様の内容でございます。

次に、第 3 条、経営の基本では、第 1 項で企業としての運営の在り方、第 2 項から第 4 項につきましては、給水区域等の規定で、現在の簡易水道設置条例第 2 条の規定と同様の条文としております。

続きまして、第 4 条から、議案書 34 ページの第 7 条までの規定は、下水道事業と同様の内容でございます。

次に、第 8 条から第 9 条では、指定管理業務関連についてを規定しており、現在の簡易水道設置条例第 4 条及び第 5 条の規定と同様の条文で整理しております。

続いて、附則第 1 項は、条例の施行日を令和 6 年 4 月 1 日から施行することについて定めております。

附則第 2 項以降につきましては、この条例の制定に伴いまして、現在運用の条例の廃止規定と、関係条例の一部を改正するものでございますが、第 2 項第 1 号は、先程の下水道事業及び農業集落排水事業と本簡易水道事業の 3 事業の公営企業会計への移行により特別会計が存在しないことから廃止するものであります。

以上、議案第 12 号、八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 11 号

○議長(千葉 隆君) 日程第 12、議案第 11 号、八雲町給水条例及び八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(横田盛二君) 議長、環境水道課長。

○議長(千葉 隆君) 環境水道課長。

○環境水道課長(横田盛二君) 議案第 11 号、八雲町給水条例及び八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書 31 ページをお願いいたします。

この度の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、令和 6 年 4 月に水道整備・管理行政が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、関係箇所について改正の必要があることから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしまして、第 1 条、八雲町給水条例の一部改正は、表内、第 5 条、第 36 条、第 39 条の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。

議案書 32 ページをお願いいたします。

第 2 条、八雲町布設替工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正は、表内、第 4 条、厚生労働大臣を国土交通大臣に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で議案 11 号、八雲町給水条例及び八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第13 議案第13号

○議長(千葉 隆君) 日程第13、議案第13号、八雲町防災会議条例及び八雲町国民保護協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます

○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。

○議長(千葉 隆君) 総務課長。

○総務課長(竹内友身君) 議案第13号、八雲町防災会議条例及び八雲町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書36ページをお願いいたします。

このたびの改正は、災害等対策の推進に向け、多様な視点から議論の活性化を図ることを目的に、委員の定数及び任用する条件を見直しするため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現在の八雲町防災会議委員については、指定地方行政機関などの防災関係機関ごとに任用条件と定数が定められており、防災対策上、新たな機関から任命する場合や公募などによる委員の任命などができないため、より柔軟に任用ができるようにするものでございます。

第1条、八雲町防災会議条例の一部改正における第3条第5項第10号の改正は、災害時における通信、連絡体制等を有する協力団体の構成員のうちからを、町長が必要と認める者とし、公募による任命ができることとするほか、各団体又は個人からの任命が可能となるよう改めるものであります。

同条、第6項の改正は、関係機関ごとに定められている委員の定数を、総数35人以内と定めることで、新たな機関からの任命やその他委員の増員が可能となるようにするものでございます。

次に、第2条、八雲町国民保護協議会条例の一部改正における第2条第1項の改正は、現在の国民保護協議会の委員は、防災会議委員と兼務していることから、防災会議委員の

定数に合わせ、30人以内から35人以内に改めるものであります。

なお、附則として、この条例の施行期日を令和6年1月1日とするものでございます。

以上、議案第13号の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） この条例の改正内容に反対するものではないんですが、いくつか質問したいんですが、先日の一般質問、倉地議員の一般質問の中での答弁が関連していると思うんですが、この委員に新しく女性を入れようという意図が感じられましたが、平成28年の熊本地震のあとに、私も避難所の運営なんかで女性の視点が必要だということに質問に対しても、非常に前向きな答弁をもらってましたし、その前も赤井議員をはじめ何人かが災害時における女性視点の必要性を訴えて、前向きな答弁をいただいていた。

倉地議員も一般質問で指摘していたんですが、女性参画のことに関連して質問していたと思うんですが、ほぼほぼ10年以上経ってここの部分での条例改正に至ったという、この間、僕ら議員も、この議場で言いつばなしだったのかもしれませんが、実質的には進んでいるんだという認識でいました。今ここに至って、改めてこの条例を改正しなきゃならなかった背景というか、意図というか、改めて説明を願います。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 防災会議の委員に女性を入れていくということを、今考えていますが、この間、三澤議員から平成28年以来ということもお話がありました。実際に防災会議というのが、地域防災計画の改定ですとか、そういったものがあればですね、開催していたという事実がございますので。今の地域防災計画の改定というのが平成27年度に行われたものでございます。この間、そういった改正が行われてこなかったということも背景にございまして、今回、今年度改定するというところでございますので、この時期に条例改正して女性を取り込んでいこうというような流れで考えてございました。

あと三澤議員おっしゃりました国のほうの考え方も、男女共同参画っていう観点で、毎年女性の視点ということが言われてまいりました。今年、5月にもですね、内閣府のほうから女性委員の登用ということも言われまして、市町村の防災会議の女性割合も15パーセントを令和7年度まで目指しなさいというような目標も定められております。

その後、30パーセントまで上げろというような通達もきてございますので、そういった近々の背景、それから三澤議員、今回、本年度第1回定例会だったと思いますが、予算委員会のほうでも女性委員の30パーセント目指したらどうだというようなお話もございましたし、総務経済常任委員会の所管事項調査の中でも、町民の意見として、去年の大雨の際に、八雲小学校避難所として開けたわけですが、そのときも男女のプライベートが、プライバシーが確保されていないというようなご意見もあったということで、防災会議とはこ

れは違いますが、そういった点で、今後そういう女性の視点というものを、防災に関していろんな点で取り入れていこうというような考えもありまして、今回、条例改正を上程させていただいたという背景でございます。以上でございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 時間がかかった背景、タイミング等が今の答弁で分かりましたが、それであるなら、改正内容もはっきりと、いわゆる災害弱者の枠というんですか、クウォーター制というか、そういった人数をはっきり明記するだとか、予算委員会での30パーセントのお話もされましたので、30パーセントでいくなら、これ違う国民保護のほうですが、これでいけば30人前後であれば、9人以上の違った視点も必要とする訳で、もう少し文言として書きようがあったのかなと思うんですが、この程度で納めた、今答弁を聞くと、そういった趣旨の人達が入るんだなというふうに推察されますが、文言だけ読んだ場合には、いわゆる女性だとか、先ほども言いました災害弱者といわれる障害者だとか、そういった方々の意見がどこまで反映されるのかなと、この条例では分からないんじゃないですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 文言として、そういった女性ですとか、障がいを持った方という表現がですね、条例上、女性何名とか規定することがどうかなというのも実際にありました。こういった女性とか障がいを持つ方というような言い方を条例で規定しないで、確かに三澤議員が言われるように分かりづらい部分もありますが、なかなかそこまで踏み切れなかったというのがありますので、この表現の中で運用していきたいというふうに考えてございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 概要説明の中には、辛うじてそこに触れることとして、多様な視点から議論の活性化を図るという言葉がありますよね。この言葉くらいは何か附則のほうに入るとかっていうほうが、町長が変わったとしても、必要と認められる人達の幅が変わらないのかななんて思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 附則の中でそういった表現が良いのかもありますが、なかなか附則の中で多様な意見を率いれるというような表現が、条例上なかなか馴染まないのかなというのがちょっとありますので、今の表現の中で、例えば内規みたいなものを作って、引き継いでいくということは可能ですので、そういったことで対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） この防災会議は、災害が起きたときにだけ開く会議ですか。そういう規定がされているのかどうかをお伺いします。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） この市町村防災会議というのはですね、地域防災計画を作成すると、その推進を図るといふことの他に、町長の諮問に応じて防災に関する重要事項、これを審議するという会議になっておりますので、なにかしら町のほうから、これについて検討してくださいといふことがあれば、審議する会議でございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） そういう規定が記されているのかどうか分かりませんが、これがあるからには毎年何らかの会議が開かれているんだろうなというふうに、調査しないこちらが悪いんですが、そういうイメージでいたんですね。それでこの間、東日本大震災という大きな災害があったあとも、各所でいろいろ大災害が起きてきた中で、しかも私たちが女性を会議の中に入れるべきだというふうに、再三言ってきた中で、平成22年に開いて以来、開いてなかったというのは、ちょっと災害が起きたときの事前な準備といひますか、そういうものに対して、無防備すぎるのではないかなというふうに感じました。

諮問されて開く会議だということではありますが、もう少し定期的にですね、年に1回くらいは開いて、災害が起きたときにどうしていくのかというのを、関係者と話し合っていくものではないんでしょうか。その辺の見解をお伺いします。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 佐藤議員おっしゃりました年1回くらい会議を開いて、何かしら審議するというような場が必要ではないかというようなご質問だと思います。それで、先ほど私言いましたように、今まで八雲町の防災会議というのが、昔は各地区で避難訓練等をやられた時代は、関係機関がやっぱり協力してやりますので、そういったときには防災会議を開くと。それから地域防災計画を改定するときには開いていたということで、相当昔については、毎年のように開いていた経過がございます。

ただそういったことが近々にないものですから、平成27年以降に開催していなかったという実態がございますので、今、佐藤議員がおっしゃられました各機関との情報交換も含めてですね、年1回、まして女性委員を取り入れるわけですから、そういった話題性もありますから、女性目線での避難所の運営や、そういったものを防災会議の中で、町長から諮問を受けてやるということとは可能でございますので、その辺は検討させていただきたいと思ひます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 是非、そのようにしていただきたいと思いますし、また、この会議を開くことによって、備蓄品で足りないものを揃えていくですとか、あとは各町内会で要援護者をどう守っていくかというのを提起して、その計画も作ったわけですが、ほとんど1、2とといいますか、非常に少ない数の町内会しか計画も出せていないと思いますので、そういう高齢者等の災害、避難に関してもですね、定期的にやはり開いていかないとその辺も計画していけないと思いますので、是非とも防災、これから何が起きるか分かりませんので、それに備えるような会議を定期的を開くことをお願いしたいと思います。コメントをお願いします。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） ただいまいただいたお話をですね、十分取り入れまして考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。11時15分再開いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第14 議案第15号

○議長（千葉 隆君） 日程第14、議案第15号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第15号、指定管理者の指定について、ご説明いたし

ます。

議案書 38 ページをお願いいたします。

本件は、先程の議案第 5 号、八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例において、会館設置の可決をいただきました、東野ふれあいプラザの管理・運営にあたり、新たに指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであり、指定管理者候補につきましては、去る 11 月 17 日開催の指定管理者選定委員会において選定したものでございます。

指定管理者として指定する者は、建て替え前の旧地域会館の管理・運営を行っていた団体と同じで、八雲町東野 463 番地 2 の、東野中央会館運営委員会であります。

次に、指定する期間につきましては、令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年 3 か月と、少し短い期間設定となっておりますが、これは、事務等効率化の観点から、施設数の多い地域会館においては、これまでも指定期間を統一し、一斉更新できるように調整させていただいてきたことから、本施設についてもこれにあわせ、期間設定をさせていただいたことによるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 15 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 議案第 16 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 15、議案第 16 号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第 16 号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、ご説明申し上げます。

議案書 39 ページをお願いいたします。

定住自立圏については、少子高齢化が進む中で、地方において必要な生活機能等を確保し、安心して暮らせる圏域を形成することを目的に、平成 26 年 3 月、中心市である函館市と、渡島檜山管内 17 市町とが協定を締結し、南北海道定住自立圏を形成しました。

そして、同年 9 月、圏域の将来像や具体的な取組を定めた南北海道定住自立圏共生ビジョンを策定。その後、平成 31 年 1 月に現在の第 2 次ビジョンへと移行し、各種事業を推進してまいりましたが、このたび、5 年間の計画期間が満了となることから、新たに令和 6 年から 5 か年となる第 3 次南北海道定住自立圏共生ビジョンを策定するにあたり、函館市と締結している定住自立圏形成協定の一部を変更する必要があるため、八雲町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは、協定書の変更内容についてご説明申し上げます。

議案書 40 ページをお願いします。

はじめに、別表第 1 の改正についてですが、上段、ア、医療の表については、記載のとおりの変更となっており、具体的には、同表中に記載していた文言の一部のみ改めているもので、その内容は、同表中、医療従事者の確保・養成、と記載のあったものを、安定的な医療提供体制の確保、と改めているほか、医療提供体制の維持を図る、との記載のものを、医療提供体制を確保する、と改めるなどしておりますが、同表に掲げる取り組みの内容につきましても、これまでと変更となってございません。

続いて、同ページ下段、ウ、教育の表は、新たに追加する表で、圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む内容となっております。

41 ページをお願いします。

続いて、別表第 2 の改正については、記載のエ、その他の表を加えるもので、圏域住民の消費生活の安定及び向上を図るため、中心市の函館市消費生活センターでの相談対応等を実施する内容としておりますが、この取り組みにつきましても、既にこれまで実施されてきたものであり、引き続き、圏域住民の消費生活を守っていくため、このたび改めてビジョンに明文化されたものでございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、本件の議決をいただいたのち、12 月中に函館市と 17 市町が変更協定の締結をする運びとなり、来年 1 月には、第 3 次南北海道定住自立圏共生ビジョンが決定・公表される予定となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第 16 号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 承認第1号

○議長(千葉 隆君) 日程第16、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、令和5年度八雲町一般会計補正予算第7号を、専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。

○議長(千葉 隆君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

議案書90ページ及び91ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度、八雲町一般会計補正予算第7号について、令和5年11月9日、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

補正予算第7号は、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出により、中国での日本産水産物輸入禁止措置を受け、町内水産加工事業者がホタテの加工、流通などに深刻な影響を受けている状況を踏まえ、社員食堂へのホタテ提供など、事業執行に係る予算の確保について、急を要したもので、令和5年11月9日付けで専決処分いたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和5年度、八雲町一般会計補正予算第7号についてご説明いたします。

議案書92ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに3億1,689万円を追加し、歳入歳出予算の総額を196億3,918万円にしたものであり、その詳細について、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書96ページ下段をお願いいたします。

6款、農林水産業費、3項、水産業費、2目、水産業振興費3億1,689万円の追加は、ALPS処理水関連緊急支援事業であります。

本事業においては、ホタテの国内消費拡大を図ることを目的に大きく3つの事業により、

町内水産加工事業者を支援するもので、一つ目は、社員食堂提供事業で、全国の企業などを対象に社員食堂などの食材としてホタテを提供するため、町内水産加工事業者から冷凍ホタテ貝柱 30 トン、冷凍ボイルホタテ貝柱 16 トン、約 76 万 7 千食分を。

二つ目は、学校給食提供事業で、同じく八雲町を含む全国の小・中学校などを対象に学校給食の食材として提供するため、冷凍ボイルホタテ貝柱 22 トン、約 36 万 7 千食分を。

三つ目は、ホタテ町内販売支援事業で、八雲町民などを対象とした町内販売を実施するため、冷凍ホタテ貝柱 15 トンを、3 事業総計分 83 トン分を購入又は補助し、支援するものであります。

なお、社員食堂提供事業及び学校給食提供事業は、町が八雲地区水産加工協同組合からホタテを購入し、運送業者へ発送業務などを委託するもので、需用費にホタテ購入に係る消耗品費 2 億 6,935 万 2 千円のほか、運搬料 1,397 万 1 千円、発送業務等委託料 356 万 7 千円を追加するものであります。

また、ホタテ町内販売支援事業については、ホタテ販売価格の 2 分の 1 相当額 3,000 万円を同組合へ補助するため、ホタテ町内販売支援事業補助金を追加するものであります。

以上、補正する歳出の合計は、3 億 1,689 万円の追加であります。

続きまして歳入でございます。

同じく議案書 96 ページ上段をお願いいたします。

19 款、繰入金、1 項、基金繰入金、2 目、ふるさと応援基金繰入金 1 億 2,538 万 5 千円の追加は、ALPS 処理水関連緊急支援事業に要する財源であります。

21 款、諸収入、5 項、7 目、雑入 1 億 9,150 万 5 千円の追加は、同事業の社員食堂提供事業及び学校給食提供事業に係る公益財団法人水産物安定供給推進機構の風評影響対策事業補助金であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 3 億 1,689 万円の追加であります。

以上で、承認第 1 号、令和 5 年度、八雲町一般会計補正予算第 7 号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 議案第 22 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 17、議案第 22 号、令和 5 年度、八雲町一般会計補正予算第 8 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 22 号、令和 5 年度、八雲町一般会計補正予算第 8 号について、ご説明いたします。

別冊の議案書 103 ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 3 億 6,712 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 200 億 630 万 9 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 114 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、議会費 41 万 2 千円は、人事院勧告に伴う町長等の給与に準拠し、議員の期末手当の支給率を 4.4 月から 4.5 月へ 0.1 月、改定することに伴う予算の追加であります。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、13 目、災害対策費 4 万 2 千円は、先ほど議決をいただきました議案第 13 号、八雲町防災会議条例の一部を改正する条例について、防災会議・国民保護協議会委員の定数の改正に基づき、委員報酬を追加しようとするものであります。

15 目、電算業務費 251 万 7 千円は、令和 6 年度新規職員の採用について、20 名を予定し、業務用パソコン及びサーバーライセンスに不足が生じるため、予算を追加しようとするものであります。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、2 目、障がい者福祉費 67 万 1 千円は、令和 6 年度の障がい福祉サービス等報酬改定に伴い、障がい者福祉システムに改修が必要となるため、予算を追加しようとするものであります。

3 目、高齢者福祉費 714 万 3 千円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

8 目、低所得世帯支援給付金給付事業費は、2 億 276 万 1 千円の追加であります。本事業は、国の地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰など家計への影響が大きい低所得の住民税非課税世帯に対する支援を行おうと、第 2 回定例会において、一世帯あたり 3 万円の給付金の補正予算の議決をいただきましたが、新たに一世帯あたり 7 万円を追加給付しようとするもので、3 節から 12 節までは、事業に係る人件費をはじめ、システム改修業務委託料などの事務費 676 万 1 千円のほか、19 節を対象を 2,800 世帯と見込み、低所得世帯生活支援給付金 1 億 9,600 万円を追加しようとするものであります。

議案書 116 ページをお願いします。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費 571 万円は、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の追加で、これまでの実績と今後の推計を勘案すると当初予算額を上回る見込みであるため、予算を追加しようとするものであります。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、10目、国民健康保険事業費 824 万 2 千円の追加は、国民健康保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費 812 万 5 千円の追加は、化学肥料価格高騰緊急対策事業であります。

本事業は、令和4年度から引き続き、農業を営む個人、法人が直面する化学肥料の価格高騰に対する負担軽減を図るもので、1トン当たり 3,125 円の 2,600 トン分を新函館農業協同組合などを通じて補助しようとするものであります。

3項、水産業費、2目、水産業振興費 1,320 万円の追加は、八雲町漁業協同組合が事業主体となり、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、4事業の漁業振興設備等整備事業を進めようとするものであります。

一事業目は、近年の漁船の大型化に伴い、上架施設の台車整備費 902 万円に対し、補助金 410 万円を。

二事業目は、近年の海洋環境の変化に伴う漁場環境のデータ収集及び海難事故発生時の通報の迅速化を図るため、漁場環境情報伝達システムの導入費 536 万 2 千円に対し、補助金 240 万円を。

三事業目は、ホタテ養殖に伴う稚貝搬入搬出時の業務の効率化を図るべく、フォークリフト 2 台の購入費 866 万 8 千円に対し、補助金 390 万円を。

四事業目は、前浜水産資源の動向把握とホタテ養殖施設の保守点検など、潜水作業の実施に対する潜水作業用機材導入費 625 万 4 千円に対し、補助金 280 万円を。

合わせて 1,320 万円を追加しようとするものであります。

4目、漁業構造改善事業費 8,256 万円は、八雲町漁業協同組合において、令和2年度からの継続事業として、漁業者の高齢化や作業従事者の確保が困難など、厳しい漁業経営の状況からホタテ貝耳吊り作業の軽減と安定的な漁業活動の推進を図るため、全自動ほたて耳吊機 24 台を整備しようとするもので、事業費 1 億 2,672 万円に対するアイヌ農林漁業対策事業補助金 8,256 万円を追加しようとするものであります。

また、熊石地域サーモン養殖試験事業に要する財源として、北海道の地域づくり総合交付金 770 万円を充当する財源内訳の変更でございます。

6目、サーモン種苗生産事業費 5,037 万 2 千円は、サーモン種苗生産施設土地建物購入費などの減額であります。

本件は、熊石サーモン種苗生産施設のバックアップ施設として、土地収用法に基づく事業認定による、上八雲地区の養殖施設の取得を予定しておりましたが、改めて慎重な判断が必要なことから、取得を取り止め、減額しようとするものであります。

議案書 118 ページをお願いいたします。

7 款、1 項、商工費、2 目、商工振興費 6,527 万円の追加は、物価高騰対応プレミアム商品券発行事業でございます。

本事業は、地域の経済対策の一環として事業主体である八雲商工会が、一セット額面、千円の商品券 13 枚入りを 1 万円、プレミアム率は 30 パーセントとし、2 万部販売するもので、内訳は、参加店舗全てで使用可能な全店共通商品券を 6 千円、大型店以外の小規模店のみ使用可能な限定商品券は 7 千円とし、18 節にプレミアム率 30 パーセント相当額及び発行経費を含むプレミアム商品券発行事業補助金 6,527 万円を追加しようとするものでございます。

なお、本事業においては、令和 6 年度の事業完了を見込み、繰越明許費の設定を行うものでございます。

8 款、土木費、4 項、都市計画費、5 目、下水道事業費 115 万 8 千円の追加は、下水道事業特別会計繰出金であり、詳細については、当特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

10 款、教育費、2 項、小学校費、1 目、学校管理費 1,575 万 2 千円及び、3 項、中学校費、1 目、学校管理費 393 万 8 千円の追加は、小学校及び中学校空調設備整備事業でございます。

本事業は、今夏の猛暑を受け、児童、生徒の学校教育の環境改善を図るため、国の補正予算による学校施設環境改善交付金事業を活用し、小学校 7 校、中学校 3 校の教室、校長室及び職員室に冷房設備を整備するため、実施設計業務委託料を追加しようとするものであります。

また、冷房設備設置工事については、令和 6 年第 1 回定例会での、補正予算の提出を予定し、令和 6 年度の事業完成を見込んでおります。

以上、補正する歳出の合計は、3 億 6,712 万 9 千円の追加であります。

続いて歳入であります。

議案書 110 ページをお願いいたします。

11 款、1 項、1 目、地方交付税 2,029 万 4 千円は、普通交付税で、歳出に対応した減額計上であります。

15 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、2 目、衛生費国庫負担金 412 万円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金で、当負担金の確定に伴う計上であります。

2 項、国庫補助金、2 目、民生費国庫補助金 2 億 309 万 6 千円の追加は、障がい者福祉システム改修業務に対する障害者総合支援事業費補助金 33 万 5 千円で、事業費の 2 分の 1 相当額。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2 億 276 万 1 千円は、低所得世帯支援給付金給付事業に対応した国の交付金で、歳出と同額であります。

6 目、教育費国庫補助金 656 万 2 千円の追加は、小学校及び中学校空調設備整備事業における国の学校施設環境改善交付金で、対象事業費の 3 分の 1 相当額であります。

7 目、商工費国庫補助金 5,129 万 7 千円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、プレミアム商品券発行事業に対応した交付金であります。

16 款、道支出金、1 項、道負担金、2 目、衛生費道負担金 206 万円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様に、当負担金の確定に伴う計上であります。

2 項、道補助金、2 目、民生費道補助金 372 万 8 千円の追加は、子ども医療費補助金 365 万 3 千円、及びひとり親家庭等医療費補助金 7 万 5 千円で、補助対象経費の 2 分の 1 相当額であります。

4 目、農林水産業費道補助金 1 億 346 万円の追加は、アイヌ農林漁業対策事業に係る国及び道の補助金 8,256 万円で、国が補助対象経費の 3 分の 2、道は 20 分の 1 に相当する額であります。

また、北海道の地域づくり総合交付金による漁業振興施設等整備事業交付金は、2,090 万円の追加であります。

議案書 112 ページをお願いいたします。

22 款、1 項、町債、6 目、教育債 1,310 万円の追加は、小学校・中学校空調設備整備事業債であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 3 億 6,712 万 9 千円の追加であります。

次に、繰越明許費の補正であります。

議案書 106 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費の補正は、追加で、7 款、1 項、商工費、物価高騰対応プレミアム商品券発行事業は、本年度での完了が見込めないため、予算の一部を令和 6 年度へ繰り越し、限度額を設定のうえ、執行しようとするものであります。

次に、地方債の補正であります。

議案書 107 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債の補正は、追加として、小・中学校空調設備整備事業で、限度額を 1,310 万円にしようとするものであります。

以上で、議案第 22 号、令和 5 年度、八雲町一般会計補正予算第 8 号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 18 議案第 18 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 18、議案第 18 号、令和 5 年度、八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議案第 18 号、令和 5 年度、八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。

議案書 58 ページをお開き願います。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 392 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、26 億 8,129 万 7 千円にしようとするものであります。

それでは、はじめに事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 62 ページ下段でございます。

6 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、3 目、償還金 392 万 8 千円の追加は、説明欄記載のとおり、令和 4 年度の特設健診に係る国庫負担金、保険給付費等に係る普通交付金及び令和 3 年度の新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免による補助金交付額が確定したため、その精算による返還金であります。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入でございます。

議案書の 62 ページ上段でございます。

4 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金 824 万 2 千円の追加は、保険基盤安定繰入金支援分に係る繰入金で、対象者数及び賦課額の確定により増額するものであり、また、この増額分につきましては、2 項、基金繰入金、1 目、国民健康保険事業基金繰入金において、減額調整するものであります。

続きまして、6 款、1 項、1 目、繰越金 392 万 8 千円の追加は、歳出の国庫等返還金へ充当するため、前年度繰越金で対応するものであります。

以上、議案第 18 号、令和 5 年度、八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第19 議案第19号

○議長(千葉 隆君) 日程第19、議案第19号、令和5年度、八雲町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(千葉 隆君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議案第19号、令和5年度、八雲町介護保険事業特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

議案書64ページをお開き願います。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに、保険事業勘定は707万7千円を追加、サービス事業勘定は177万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、保健事業勘定は19億7,832万2千円とし、サービス事業勘定は1億167万9千円にしようとするものであり、人事異動等による職員給与費の補正、及び、令和6年度の介護報酬改定等に対応するためのシステム改修費の追加の補正、並びに、熊石デイサービスセンター運営事業に係る委託料の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により、保健事業勘定の歳出からご説明いたします。

議案書71ページの下段であります。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費707万7千円の追加は、人事異動による職員の会計間異動、及び、給与改定に伴う職員給与費の補正で、2節、給料に222万5千円、3節、職員手当等に144万2千円を追加しようとするほか、令和6年度の介護報酬改定及び介護保険制度の改正等に対応するためのシステム改修費として、12節、委託料に341万円を追加しようとするものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳出の合計は、707万7千円の追加であります。

続いて、これに対応する歳入についてご説明いたします。

同じページの上段をご覧ください。

4款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、事業費補助金170万5千円の追加は、介護保険システムの改修に係る国の補助金で、事業費の2分の1相当額の計上であります。

8款、繰入金、1項、一般会計繰入金、5目、その他一般会計繰入金537万2千円の追加は、先ほどご説明いたしました職員給与費の追加、及び、介護保険システムの改修に係る、町の負担分について、一般会計から繰入しようとするものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳入の合計は、歳出と同額の707万7千円の追加であり

ます。

次に、サービス事業勘定の歳出についてご説明いたします。

議案書 73 ページの下段であります。

1 款、サービス事業費、2 項、地域密着型サービス事業費、1 目、地域密着型サービス等事業費 177 万 1 千円の追加は、昨年 12 月から平田内泉源 13 号井戸内部に地下水が流入したとみられる著しい温度低下による坑井障害の発生により、全体の温泉供給量が低下したため、冬季間のデイサービスセンターへの温泉供給を停止し、ボイラーによる給湯に切り替え、入浴サービスを提供することにしましたが、復旧の目途がたっていなかったことから、当初予算の委託料において計上していなかった臨時的経費を計上するもので、今年度の 6 月分までの実績としての 49 万 9 千円と、昨年度同様に令和 6 年 3 月までの 4 か月分 127 万 2 千円と合わせて、177 万 1 千円の委託料を追加しようとするものです。

以上、サービス事業勘定の補正する歳出の合計は、177 万 1 千円の追加であります。

これに対応する歳入についてご説明いたします。

同じページの上段をご覧ください。

2 款、繰入金、2 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金 177 万 1 千円の追加は、歳出に対応した計上であります。

以上、サービス事業勘定の補正する歳入の合計は、歳出と同額の 177 万 1 千円の追加であります。

以上で、議案第 19 号、令和 5 年度、八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 20 議案第 20 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 20、議案第 20 号、令和 5 年度、八雲町下水道事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第 20 号、令和 5 年度、八雲町下水道事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。

議案書 77 ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 115 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 11 億 8,843 万 7 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 81 ページ下段をご覧ください。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、八雲地区一般管理費 115 万 8 千円の追加は、2 節、給料 115 万 8 千円を追加するもので、4 月 1 日付けの人事異動及び人事院勧告によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

81 ページ上段をご覧ください。

4 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金に 115 万 8 千円を追加し、歳出に対応するものであります。

以上で、議案 20 号、令和 5 年度、八雲町下水道事業特別会計補正予算第 1 号の説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 議案第 21 号

○議長（千葉 隆君） 議事日程の日程第 21、議案第 21 号で、補正予算第 2 号は、第 1 号の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

それでは日程第 21、議案第 21 号、令和 5 年度、八雲町病院事業会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第 21 号、令和 5 年度、八雲町病院事業会計補正予算第 1 号のうち、総合病院分について説明いたします。

議案書 84 ページをお開き願います。

この度の補正は、資本的収入及び企業債の補正であり、医療機器購入に係る財源内訳を変更しようとするものであります。

財源内訳変更に至る経緯であります。本年 7 月、航空自衛隊八雲分屯基地において実施された日米共同訓練、モビリティガーディアン 23 につきまして、航空機を使用して行われた訓練で、防衛施設等の所在市町村が行う住民の生活環境等の整備に係る事業に対し、必要な措置を講じることとされた訓練交付金の対象となったことから、今年度、八雲総合病院で購入を予定する医療機器に対し、当該交付金を充当しようとするものであります。

なお、当該交付金を充当する医療機器は、眼科用レーザー光凝固装置であり、令和 5 年度当初予算において予算措置済みとなっております。

第 2 条、資本的収入及び支出は、補正予算実施計画によりご説明いたします。

議案書 85 ページをお開き願います。

収入、第 1 款、資本的収入、第 1 項、総合病院企業債、1 目、企業債 1,170 万円の減額は、訓練交付金充実に伴い、当初予定していた企業債を減額しようとするものであります。

第 6 項、総合病院補助金、1 目、補助金、国庫補助金 1,166 万円の追加は、先程、ご説明申し上げました訓練交付金の計上であります。

収入合計は、既決予定額 7 億 1,540 万 3 千円から 4 万円を減額し、7 億 1,536 万 3 千円とするものであります。

議案書 84 ページにお戻り願います。

次に第 4 条、企業債の補正であります。企業債の限度額につきまして、医療器械器具整備事業の企業債の限度額を 1,170 万円減額し、1 億 440 万円にしようとするものであります。

以上、総合病院分についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○国保病院事務次長（小池克明君） 議長、国保病院事務次長。

○議長（千葉 隆君） 国保病院事務次長。

○国保病院事務次長（小池克明君） 引き続き、国保病院分について説明いたします。

議案書 84 ページをお願いいたします。

この度の補正は、国保病院建替事業について、新病院建設工事費等の予算を継続費として追加し、総額及び年割額を定めようとするものであります。

国保病院建替事業は、本年度事業である実施設計業務において、新病院建設工事費の積算業務にとりかかり、この度、工事種別ごとの工事費等が示されたことから、令和 5 年度内の起工を目指し、本事業を進めるため、補正予算をお願いするものでございます。

新病院の概要につきましては、建設地は、八雲町熊石平町 324 番地 268 の町有地、敷地

面積は1万5,507平米、施設は、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積3,330.33平米、病床数は30床でございます。

工事期間は、令和6年3月から令和7年5月頃と、3か年度を要する予定であることから、関係する工事費等の予算措置を継続費で設定するものであります。

第3条、継続費は、事業名、国保病院建替事業。総額は24億7,512万4千円。年度を令和5年度から令和7年度の3か年とし、年割額は令和5年度は予定しないものとし、令和6年度21億374万5千円、令和7年度3億7,137万9千円に設定しようとするものであり、これにより現予算、第5条、企業債以下の条文を1条ずつ繰り下げようとするものでございます。

以上で、議案第21号、令和5年度、八雲町病院事業会計補正予算第1号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 先ほど医療機器の件で、レーザー凝固装置を購入しているということですが、実際に使われたんですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 医療機器につきましては、来週ですが、入札を予定してございまして、今現在は、古い機器を現在もございまして、網膜のレーザー治療につきましては行われております。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 散会宣告

○議長（千葉 隆君） 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

12月13日は、文教厚生常任委員会及び総務経済常任委員会を開催するため、休会したい

と思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

本日は、これをもって散会いたします。

次の会議は、12月14日、午前10時の開議を予定いたします。

ご苦労様でございます。

[散会 午前 0時05分]